

# 精神障害者保健福祉手帳参考資料

## 1 精神障害者保健福祉手帳所持者の主要福祉便覧

(令和2年4月現在)

援 護 の 種 類	精神障害の程度			割 引 等 の 内 容 等	窓 口 及 び 利 用 手 続 き
	1級	2級	3級		
県内バス	○	○	○	広島県内で乗降する場合に限る ・普通乗車券、回数券:本人5割引(手帳1級所持者と同乗する介護者、または、12歳未満の手帳2、3級所持者と同乗する介護者を含む) ・定期乗車券:本人3割引(手帳1級所持者と同乗する介護者、または、12歳未満の手帳2、3級所持者と同乗する介護者を含む。ただし12歳未満の本人の割引なし)	・乗車券購入時及び降車時に、手帳を提示。普通乗車券は、降車時に手帳を提示 ・バスビューを利用される場合は、事前に取扱窓口で手帳を提示して割引バスビューを購入してください。また、降車時には手帳の提示が必要です。
広島電鉄電車	○	○	○	・普通乗車券:本人5割引(手帳1級所持者と同乗する介護者2名、または、12歳未満の手帳2、3級所持者と同乗する介護者2名まで無貨。ただし12歳未満の本人の割引なし) ・定期乗車券(1か月):本人は普通旅客運賃の60倍から5割引(手帳1級所持者と同乗する介護者2名、または、12歳未満の手帳2、3級所持者と同乗する介護者2名まで無貨。ただし12歳未満の本人の割引なし)	バスの場合と同じ、回数券は割引なし
アストラムライン	○	○	○	・普通乗車券・定期乗車券:本人5割引(手帳所持者と同乗する介護者を含む。ただし12歳未満の本人の割引なし)	・普通乗車券:係員の請求があったら提示 ・定期乗車券:窓口購入時に提示、利用時に係員から請求があったら提示
県内の旅客船	*	*	*	・旅客運賃 一部の旅客船会社で割引対象としている場合がありますので、各会社にお問い合わせください。	・乗船券等購入時に、手帳を提示
国内定期航空路線旅客運賃	○	○	○	・満12歳以上の精神障害者が介護者と共に、又は単独で利用する場合に、当該精神障害者及び介護者1名に対し適用されます。 ・割引内容は各航空会社・路線で異なることがあります。詳細はご利用予定の会社にお問い合わせください。	・手帳に写真を貼付している必要があります。 ・搭乗日当日が手帳の有効期間内である必要があります。 ・常時手帳を携帯し、係員から提示の請求があれば、いつでも提示する必要があります。
生活福祉資金の貸付	○	○	○	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金等	市区町社会福祉協議会
日常生活用具の給付(貸与)	○	○	○	用具によって障害程度・範囲等の要件が異なる。	市町
県営住宅への入居 (一般世帯より当選率が高くなる)	○	○	—	所得制限等制限あり。	各地域の県営住宅指定管理者 ※指定管理者:県HPまたは県庁住宅課で御確認ください。
自動車税、自動車取得税の減免	○	—	—	軽自動車税については、市町により条件が異なる。	自動車税、自動車取得税…県税務事務所(県)税務課 軽自動車税…市町
駐車禁止規制の適用除外	○	—	—	歩行困難な人が現に使用中の車両(同乗する車両を含む)	住所地进行を管轄する警察署
思いやり駐車場利用証の交付	○	—	—	車の乗降や歩行の困難な人が、公共施設やショッピングセンターなどに設けられた専用の駐車スペースを利用できます。駐車の際に、車のルームミラーに掲示してください。	手帳を持って県・市町窓口で申請してください。 ※郵送での申請は県庁(地域福祉課)のみ
所得税、住民税算定上の控除	○	○	○	障害の程度・年齢に応じ税額が減額	所得税…税務署・勤務先 住民税…市町
相続税算定上の控除	○	○	○	障害の程度・年齢に応じ税額が減額	税務署
生活保護の障害者加算の認定	○	○	—	生活保護を受けている精神障害者保健福祉手帳1,2級の所持者で、納付要件を満たしていないため障害年金を受給していない方は、生活保護の障害者加算の認定が受けられません(初診の日から1年6ヶ月以上経過している場合に限りません)	市町
新マル優制度 (預貯金等利子非課税)	○	○	○	一定の預貯金、公債(措置法適用分) (限度額各350万円)	取扱金融機関の営業所等で手帳提示 (手帳に住所・氏名・生年月日の記載がない場合は住民票(写)等提示)
NHK放送受信料の減免	全免	○	○	・精神障害者のいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税	町役場又は市・町福祉事務所で証明書発行 提出先:NHK各放送局
	半免	○	—	世帯主が手帳1級を有し、かつ受信契約をしている世帯。	
NTTの無料番号案内	○	○	○		NTT西日本ふれあい案内担当
携帯電話基本使用料等割引	○	○	○		各携帯電話会社
施設入所相談	○	○	○		18歳未満…県子ども家庭センター 18歳以上…市町
公共施設使用料の減免	○	○	○	県立文化施設等公共施設の使用料が減免される。	手帳を呈示 詳細は各施設に確認
自立支援医療 (精神通院医療)	○	○	○		市町
障害基礎年金 (1級・2級)	△	△	△	・対象は20歳以上。 ・20歳前に初診日がある場合、所得制限あり。 ・診断書による認定。 (障害の程度によっては、認定されない場合もあります。)	市町 年金事務所
特別障害給付金 (1級・2級)	△	△	△	・対象は20歳以上。 ・所得制限あり。 ・診断書による認定。 (障害の程度によっては、認定されない場合もあります。)	市町 年金事務所
児童扶養手当	△	△	△	・障害者が18歳到達年度末(障害を有する児童は20歳未満)の児童を養育している場合。 ・所得制限あり。 ・原則として、診断書による認定。	市町
特別児童扶養手当	1級	△	△	・精神に重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を養育している場合。 ・所得制限あり。	市町
	2級	△	△	・原則として、診断書による認定。	
特別障害者手当等	△	△	△	・所得制限あり。 ・△印も対象となるが、診断書の提出が必要	市町
心身障害者扶養共済	○	○	○	障害者の保護者が加入時に65歳未満であること。 掛金の減額制度がある。	市町

・各種援護の対象要件については、これに記載した以外にも要件がありますので、詳しくは各窓口でおたづねください。

・△印は、原則として診断書の提出による認定が必要です。